

政策研究レポート

年金を政争の具にしないためには何が必要か？ ーイギリス年金委員会の取組みから考える「脱政治化」の視点ー

高齢期の所得保障を考えるシリーズVI

経済政策部 [東京] 主任研究員 小林 庸平

[要 旨]

■イギリスにおける年金大改革

- イギリスの年金制度は、過去 20 年近くの間大きな変革を遂げてきた。主要な項目は以下の通りである。
 - ・ 第一に、所得比例給付の国家第二年金が基礎年金に統合され、定額給付の「新国家年金」が創設された。
 - ・ 第二に、年金の支給開始年齢が引き上げられており、今後の引き上げペースも加速化が図られている。
 - ・ 第三に、国家雇用貯蓄信託 (NEST: National Employment Savings Trust) と呼ばれる企業年金制度が導入された。NEST は企業年金のないすべての企業に対して企業年金の導入を義務付けるものであり、NEST への加入を希望しない被用者は自らの意思で脱退 (オプトアウト) 可能だが、特に希望を示さない場合は自動加入となる新しい私的年金制度である。

■イギリスの年金改革における年金委員会の役割

- こうした年金改革で大きな役割を担ったのが 2002 年に設置された年金委員会 (Pensions Commission) である。
- 年金委員会はイギリスの年金制度を取り巻く状況を評価するとともに、年金改革の方向性を示すことを目的として設置された機関であり、高い独立性が担保された。
- 年金委員会は、高齢期所得を取り巻く社会経済的状况を包括的に分析したうえで、改革の方向性を提示した。あわせて熟議 (deliberation) に基づく国民の合意形成を行っており、現在まで続くイギリスの年金改革の基礎を構築した。

■日本への示唆

- こうしたイギリスの年金委員会の取組みから、日本における年金論議の進め方について以下の示唆が得られる。
 - ・ 第一は、独立性の高い機関を設置することによって、年金問題を脱政治化 (depoliticising) したことである。
 - ・ 第二は、診断フェーズと処方フェーズを分離したことである。診断フェーズではファクトやエビデンスのみを淡々と示すことによって、議論を喚起しながらも年金問題の脱政治化を行った。
 - ・ 第三は、時間をかけた丁寧な合意形成である。客観的な事実を共有したうえで、熟議 (deliberation) の方法を用いて今後の方向性に関する国民のコンセンサスを形成していった。その結果、政権交代等があったとしてもひとつの方向性に向かって長期的な改革を行うことが可能となった。
 - ・ 第四は、年金委員会の提言が国民の高齢期の所得保障に関する包括的なものとなっていた点である。年金委員会の提言は、公的年金改革だけではなく、私的年金や就労まで目配りしたものとなっており、公共サービスの供給側である行政目線だけでなく、需要側である国民目線からの議論になっていた。

※「高齢期の所得保障を考えるシリーズ」Ⅰ～Ⅴは弊社「サーチ・ナウ」(https://www.murc.jp/report/rc/column/search_now/)として公表しているため、あわせて参照されたい。

2019 年 7 月の参議院選挙は当初の予想通り与党が過半数を確保して終わり、8 月末には新しい公的年金の「財政検証」が公表された。

選挙の直前にはいわゆる金融庁の「老後資金 2000 万報告書」に端を発して年金論議がにわかに盛り上がりを見せたものの、議論が深まったとは決して言えない。「老後資金 2000 万報告書」をなかったものとし財政検証の公表を参院選後まで先送りした与党にも問題はあるが、消費増税を凍結しながら年金給付の引き上げを訴えるという財源の担保のない大衆迎合的な公約をした多くの野党も無責任のそしりは免れない。

本稿では、選挙が終わり新しい財政検証が公表され議論の素材が出てきたこのタイミングに、年金論議のあるべき進め方を考えたい。具体的にはイギリスで 2002 年に設置された年金委員会 (Pensions Commission) の取組みを振り返りながら、日本への示唆を得たい。

1. イギリスにおける年金大改革

イギリスの年金制度は、過去 20 年近くの間大きな変革を遂げてきた。本節ではまず、イギリスの年金制度がどのように変わってきたのかを概観したい。

(1) 2002 年当時の年金制度

年金委員会が設置された 2002 年と現在の年金制度を比較したものが図表 1 である。

かつてのイギリスの年金制度は定額給付である基礎年金の 1 階部分、所得比例給付である国家第二年金の 2 階部分¹、そして私的年金である企業年金・ステークホルダー年金・個人年金等の 3 階部分で構成されており²、日本と同様の 3 階建ての構造となっていた (図表 1 の左側)。また、一定の企業年金・個人年金等の加入者は、公的年金が適用除外となる制度となっていた。ちなみにステークホルダー年金とは、企業年金が整備されていない企業で働く被用者向けの私的年金制度であり、金融機関が販売する年金商品のうち政府が定めた一定の要件を満たしたものである。

年金拠出金は所得控除される仕組みで、資産形成のためのインセンティブが設けられており、日本における iDeCo (個人型確定拠出年金) と非常に類似した制度である。2002 年当時の年金支給開始年齢は男性が 65 歳、女性が 60 歳であり、財源は医療等と一括して徴収される国民保険料 (被用者と使用者の合計で給与の 22.8%) で賄われていた。原則として国庫負担のない賦課方式の年金制度である。

(2) 現在の年金制度

しかしながら現在のイギリスの年金制度 (図表 1 の右側) を見ると大きな変貌を遂げていることが分かる。主な改革は以下の 3 点にまとめることが出来る。

第一に所得比例給付であった国家第二年金が基礎年金に統合され、定額給付の「新国家年金」が創設されたことである。日本の公的年金は定額給付の基礎年金と所得比例の厚生年金という 2 階建て構造になっているが、イギリスの公的年金は支払った社会保険料の多寡によらず定額の公的年金給付が支給される仕組みとなり、公的年金が 1 階建て構造になった。これは給付と負担の連動性を弱めるものであり、イギリスの公的年金は保険的側面が弱まり福祉的側面が強化されたと言える。また基礎年金と国家第二年金が統合された結果、定額給付の 1 階部分の給付が拡充されており公的年金

¹ 2002 年までは国家報酬比例年金 (State Earnings-Related Pension Scheme : SERPS) という制度だった。

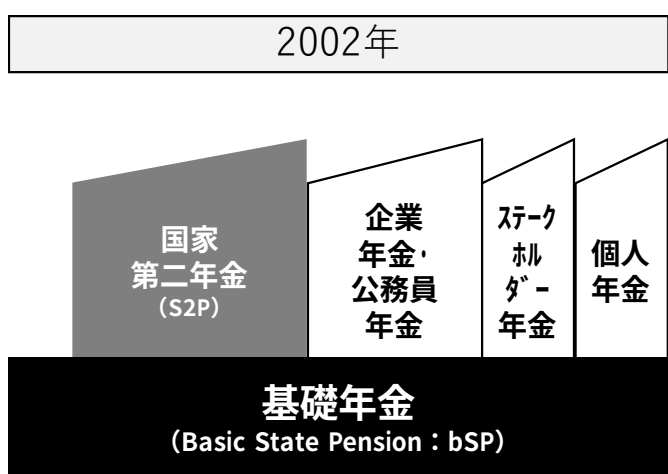
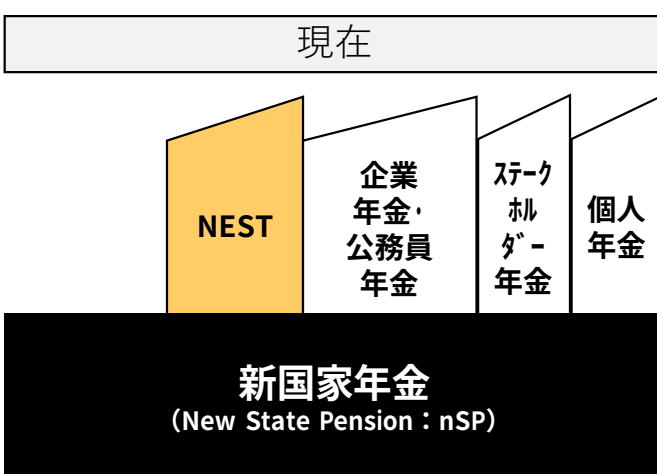
² 一定の基準を満たす私的年金に加入すれば国家第二年金への加入は適用除外されるため、私的年金が 3 階部分だけでなく 2 階部分の役割を果たしてきた。そのため図表 1 の左もきれいな 3 階建て構造にはなっていない。

金の最低所得保障機能が強化された。

第二に、年金の支給開始年齢が引き上げられており、今後の引き上げペースもスピードアップが図られている。年金の支給開始年齢は2002年には男性65歳、女性60歳だったが、現在では男女ともに66歳まで引き上げられており、2028年までに67歳、2046年までに68歳へ引き上げられる予定となっている。さらに2017年に発行された支給開始年齢に関する独立レビューレポートでは、68歳への引き上げ時期を2039年にまで前倒すべきだと提言している³。

第三に、国家雇用貯蓄信託（NEST：National Employment Savings Trust）と呼ばれる企業年金制度が導入された。いままで、イギリスの私的年金政策ではステークホルダー年金がその中心に位置づけられてきたが、個人の自発性に依拠した仕組みは十分に機能していなかった。その理由として、①人々の行動は近視眼的になりがちで高齢期のための資産形成が進まない、②私的年金口座の開設等は手間がかかるため後回しになってしまう、③運用による損失を回避したい、といった心理的な要因を指摘できる。NESTは企業年金のないすべての企業に対して企業年金の導入を義務付けるものであり、NESTへの加入を希望しない被用者は自らの意思で脱退（オプトアウト）可能だが、特に希望を示さない場合は自動加入となる。NESTでは、給与のうち被用者が4%、企業が3%、政府が1%、合計8%という最低拠出率が設定されており、政府からの支援が行われている。高齢期に必要な所得を確保するという観点から最低拠出率が設定されていることと、個人の自助努力を中心としながらも企業と政府がそれを支える形になっていることが特徴である。かつては企業年金が整備されていない中小企業で働く従業員の資産形成が不十分だったが、NESTが導入されたことによってそうした層の私的年金加入率が大幅に上昇した。

図表 1 イギリスの年金制度の概要（2002年および現在）

2002年		現在	
			
支給開始年齢	男性65歳、女性60歳	支給開始年齢	男女ともに65歳、2020年に66歳まで引き上げ、2026～28年の間に67歳まで引き上げ
公的年金の財源	国民保険料（NICs）によって医療等と合わせて一括徴収、被用者10%、使用者11.8%	公的年金の財源	国民保険料（NICs）によって医療等と合わせて一括徴収、被用者12%、使用者13.8%
給付額の調整	小売物価上昇率もしくは2.5%のいずれか大きな方	給付額の調整	賃金上昇率、消費者物価上昇率、2.5%のいずれか大きな方（Triple Lock）

（資料）厚生労働省（2007）、厚生労働省（2018）、中川（2014）、Pensions Policy Institute（2019）、HMRC “Main Features of NICs 1999-2000 To 2017-18”より作成

（注）概要のみを示すため詳細な制度は捨象している。

³ Independent Review of the State Pension Age（2017）

(3) イギリスの年金改革の変遷

イギリスの年金改革の変遷を年表で示したものが図表 2 である。表をみると、イギリスは過去 10 数年の間に大規模な年金改革を実行してきたことが分かる。例えば支給開始年齢の引き上げは中高年者を中心とした反発が予想される。公的年金における 2 階部分 (所得比例給付) の廃止も年金の社会保険的側面を弱めるものであり、多くの保険料を支払っている中高所得層に不利な制度改革である。また NEST の導入は企業負担を増加させることにつながり、今まで企業年金を導入してこなかった中小企業が反発しかねない制度改革である。

なぜイギリスではこのような大規模な年金改革が実施されたのだろうか。そのカギが本稿の主題である年金委員会の取り組みである。以降ではその詳細を見ていきたい。

図表 2 近年のイギリスの年金改革の変遷

法律	主な内容
2007 年年金法	・ 支給開始年齢の引き上げ ・ 国家第二年金の適用除外制度の廃止 ・ 年金支給額の賃金スライドの復活 (基礎年金の給付額を増額する)
2008 年年金法	・ NEST (国家雇用貯蓄信託) の導入
2011 年年金法	・ 支給開始年齢引き上げの前倒し
2014 年年金法	・ 基礎年金および国家第二年金という 2 階建ての公的年金制度を、定額制の新国家年金の 1 階建て制度に改正 ・ 支給開始年齢引き上げの前倒し ・ 支給開始年齢に関する独立レビュープロセスの導入

2. イギリスではなぜ年金改革が実現したのか：年金委員会の設置とその役割

(1) 年金委員会の概要

年金委員会はブレア労働党政権が2002年に設置した機関であり、イギリスの年金制度を取り巻く状況进行评估するとともに、年金改革の方向性を示すことが目的であった。

年金委員会の委員の経歴等を整理したものが図表3である。産業界、労働界、学識者というバランスのとれた構成となっていると共に、高い独立性が担保された。年金委員会設置後の主な時系列を整理したものが図表4である。以降ではそれぞれの取組みについて具体的に見ていく。

図表3 年金委員会の委員

委員	当時の経歴等
Adair Turner (座長)	メルリリンチ欧州副会長。かつて大学で経済学を教えていたが、1982年～1995年はマッキンゼーに勤務し、1995年～2005年はイギリス産業連盟（Confederation of British Industry：日本の経団連に相当）の事務局長。
Jeannie Drake	労働組合会議（Trade Union Congress：日本の連合に相当）代表。
John Hills	ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの社会政策教授および社会的排除分析センターの代表。

(資料) Centre for Public Impact (2016) “The Pensions Commission: Reforming the UK’s Pensions System”

図表4 年金委員会に関する年表

年月	主な内容
2002年12月	年金委員会設置
2004年10月	年金委員会第1次報告書発表
2005年11月	年金委員会第2次報告書発表
～2006年3月	年金討論会を各地で開催
2006年4月	年金委員会第3次（最終）報告書発表
2006年5月	雇用年金省白書「退職後保障：新しい年金制度に向けて」発表
2006年12月	雇用年金省白書「個人口座：新しい貯蓄方法」発表

(2) 年金委員会第1次報告書(2004年)：客観的な現状分析の提示

年金委員会がまず着手したことは、イギリスの年金制度を取り巻く状況を、ファクトやエビデンス、シミュレーション分析等を通じて可能な限り客観的に描写することだった。その成果が2004年に発表された年金委員会第1次報告書である。目的を達成するため、346ページの報告書のなかになんと250もの図表が盛り込まれている。

第1次報告書の主な指摘・分析結果は図表5の通りだが、イギリスの年金制度が置かれた荒涼とした現状を描き出している。具体的には、少子化と長寿化によって公的年金の財源が不足し給付水準が低下していること、にもかかわらず人々の公的年金依存度が高まっていること、私的年金等の備えが十分に進んでいないこと等を指摘している。当時イギリスの年金制度が直面していた課題は、驚くほど現在の日本と似通っていることが分かる。私的年金等の備えが十分に進んでいない点は、金融庁の「老後資金2000万報告書」が指摘したものとまったく同じといっても過言ではない。

図表 5 第1次報告書の指摘

項目	主な内容
公的年金	・ 少子化と長寿化によって 65 歳以上人口の割合は 2050 年までに 2 倍になり、35 歳以上の就業者の 60%は将来的に年金給付が不足する。 ・ にもかかわらず人々の公的年金への依存度が高まっている。 ・ 特に女性の年金給付水準の低下が著しく、公的年金制度が想定した今までの家族構成の妥当性が低くなっている。
私的年金・資産形成	・ 公的年金の役割の低下は私的年金の拡充によってカバーされることが予定されていたが、それが達成できていない。 ・ むしろ確定給付年金の加入者が大きく減少し、確定拠出年金へと加入者が転換することによって、私的年金が脆弱化し、退職後所得水準が低下している。 ・ 公的年金の給付水準が低下すれば私的な資産形成を拡充するというのが合理的な行動だが、そうした経済学が想定するような合理的な貯蓄行動をとる人は 0.5%しかない。 ・ 特に中小企業の労働者は私的年金のカバー率が低い、政府の支援なしで中小企業が私的年金を用意することは難しい。
その他	・ 貧困対策として資力調査付きの給付が行われているが、制度が複雑化するとともに、貯蓄のインセンティブを阻害している。

(資料) Pensions Commission (2004)、Institute for Government “Pensions Reform:”, Hills (2007) より作成

こうした現状分析を踏まえて、年金委員会はイギリスの年金制度を持続可能なものとするためには以下の 4 つのオプション（もしくはそれらの組み合わせ）が避けがたいことを示し、イギリスにおける年金論議を喚起したのである。

【イギリスの年金制度を持続可能なものとするための 4 つのオプション】

- ① 年金給付水準を引き下げる
- ② 年金財政に対する公的資金の投入を増やす（増税もしくは他分野の歳出削減によって財源を捻出）
- ③ 人々に貯蓄・資産形成を促す
- ④ 人々により長く働いてもらう

(3) 年金委員会第 2 次報告書 (2005 年)・第 3 次報告書 (2006 年)：解決の方向性の提示

第 1 次報告書の現状分析を踏まえて具体的な解決の方向性を提示したのが第 2 次報告書であり、さまざまな意見を踏まえて追加的な具体策を示したのが第 3 次報告書である。年金委員会が示した主な提言を整理したものが図表 6 である。図表 1 や図表 2 と見比べるとわかるが、年金委員会が提示した方向性におおむね沿ってイギリスの年金改革が進展してきたことが分かる。

図表 6 年金委員会の主な提言

項目	主な内容
年金支給開始年齢	・ 2050 年までに 69 歳に引き上げる
年金給付	・ 2010 年までに賃金スライドを復活させる ・ 資力調査がなく所得によらない定額の給付を行う（低所得者への給付を手厚くする） ・ そのための財源は保険料の引き上げと支給開始年齢の引き上げで賄うべき
私的年金	・ 企業年金がない企業向けに、低コストで積立型の私的年金を導入する ・ 従業員はその企業年金に自動加入するが、労働者はこの年金から自分の意思で脱退することが可能であり、上乘せ拠出を行うことも可能 ・ 最低拠出率は、被用者 4%、企業 3%、政府 1%の合計 8%
女性に対する支援	・ 75 歳以上の人に対する年金の完全支給は、国民保険料の拠出履歴ではなく居住履歴に基づいて行う
年金制度の検証	・ 3～4 年ごとに年金制度の検証を行う機関を設置する
就労	・ 長寿化および支給開始年齢の引き上げを踏まえて、より長い就労と柔軟な退職を促すための政策を行う

(資料) Pensions Commission (2005)、Institute for Government “Pensions Reform”、Hills (2007) より作成

(4) 年金改革の合意形成

イギリスはなぜここまで大規模な年金改革を実現できたのか。その一つの理由は、ファクトとエビデンスを共有した上で、全てのステークホルダーを巻き込みながら時間をかけて丁寧な合意形成を行ったことだった。例えば年金委員会は、産業界や労働団体、NGO を集めた大規模な集会を開催し合意形成を図っている。また雇用年金省も各回 300 人程度を集めたイベントを数多く開催し、年金委員会が示す方向性に関する国民の賛否を確認した。その際に重要だったのが、改革の方向性に関する賛否を単に問うだけでなく、イギリスの年金制度が置かれた客観的な状況の共有や各オプションのメリット・デメリットの整理をした上で、参加者間での議論を行った点である。ファクト・エビデンスと各オプションのメリット・デメリットが共有されていない状態では、非現実的な年金改革案が支持されてしまう傾向がある。しかしながらそれが十分に共有されていれば、より実行可能性の高い建設的な年金論議を行うことが出来るのである。例えばイベント前では約 80% の人が年金支給開始年齢の引き上げに反対だったにもかかわらず、客観的な事実の共有や議論を行った後では、年金委員会の提案に賛成する人が大きく増加した⁴。

年金委員会の提言をベースに、雇用年金省は年金改革の方向性を示す白書を作成している。白書のなかには支給開始年齢の引き上げや年金給付の定額化、私的年金に対する企業のマッチング拠出の義務化といった、かつては各党や国民の反発を受けていた項目が含まれていたにもかかわらず、事前に時間をかけた丁寧な合意形成を行っていたことと、中長期的に実行可能な政策が提示されていたために、大きな反発が生まれなかったのである。

⁴ Centre for Public Impact (2016)

3. イギリスの年金改革からの日本への示唆

本稿では、年金委員会の取組みを軸にイギリスにおける年金改革がどのように進められてきたかを見てきた。最後にイギリスの年金改革から得られた日本への示唆を整理したい（図表 7）。

第一は、独立性の高い機関を設置することによって、年金「論議」を脱政治化（depoliticising）したことである。年金「制度」は最終的には政治の場で決定されなければならない。しかしながら年金制度は国民の生活に直結するため、どの国であっても政治的にセンシティブな政策である。しかも制度が複雑かつ改革には時間を要するため、無責任で偏った議論が蔓延しやすい。年金委員会の 3 人の委員は政府からの高い独立性を担保された上で、経済界、労働者、政府等の異なる利害を調整しながら共通のビジョンを作り上げていくことで、年金「論議」の脱政治化を図った⁵⁶。

第二は、診断フェーズと処方フェーズを分離したことである。年金に関する診断と、今後の改革に関する処方箋を一緒に議論してしまうと、議論の政治化が避けられない。年金委員会は診断を第 1 次報告書で行い、処方を第 2 次報告書で行うことによって、2 つのフェーズを分離した。診断フェーズではファクトやエビデンスのみを淡々と示すことによって、議論を喚起しながらも年金問題の脱政治化を行った。

第三は、時間をかけた丁寧な合意形成である。議論をオープンに進めるとともに、熟議（deliberation）の方法を用いて国民の理解を深めたうえで、今後の方向性に関するコンセンサスを形成していった。客観的な事実を共有したうえで、多様なステークホルダーを巻き込んで議論を進めたことで、年金改革に対してはコンセンサスが形成されたため、政権交代等があったとしてもひとつの方向に向かって長期的な改革を行うことが可能となった⁷。

第四は、年金委員会の提言が国民の高齢期の所得保障に関する包括的なものとなっていた点である。年金委員会の提言は、公的年金改革だけではなく、私的年金や就労まで目配りしたものとなっている。行政から見れば各政策の所管は別々であり、どうしても縦割りの議論にならざるを得ない。しかし国民目線に立てば、公的年金、私的年金、就労をトータルに捉えてこそ初めて高齢期所得の在り方を考えることができる。年金委員会のスコープが非常に広範囲にわたったものである点も重要である。

少子化、高齢化、長寿化は、どの政党であったとしても向き合わざるを得ない厳しい現実であり、政権交代をしたとしても解決はしない。そうした中での年金論議ではバラ色の未来を描くのは難しく、国民にとっても政治家にとっても苦しいことである。

さまざまな制約条件を踏まえると、年金改革の選択肢は非常に狭い。そのなかで年金を政争の具にすればするほどオプションの選択幅はさらに狭くなっていく。金融庁の「2000 万円報告書」をなかったものとし、財政検証の公表を参院選後に先送りした与党は批判されてしかるべきである。しかしながら「2000 万円報告書」の揚げ足を取り、政争の具とした野党とメディアにも反省が求められる。

⁵ 2014 年年金法では支給開始年齢に関する独立レビュー制度が導入されているが、これも支給開始年齢のような政治的にセンシティブな課題を脱政治化する試みだと言える。

⁶ 政府の権限をあえて独立性の高い機関に移譲することで政策課題を「脱政治化」し、専門的な見地を踏まえた意思決定を促す試みは近年数多く行われている。代表的なものとして、政府の財政推計を独立財政機関（Independent Fiscal Institutions）に委譲するケースや、エビデンスに基づく政策形成（Evidence-Based Policy Making：EBPM）を進めるためにエビデンスの創出・普及を独立機関に委ねるケースがある。前者の代表的な事例はイギリスの財政責任局（Office for Budget Responsibility：OBR）やオランダの経済政策分析局（CPB）であり、後者の代表的な事例はイギリスの What Works Centre（WWC）である。詳細は、小林（2017）および内山・小林他（2018）参照。

⁷ イギリスにおける年金政策の代表的な研究者である Pensions Policy Institute の Chris Curry 氏へのインタビューより。

選挙の前に政党が対立することはある程度やむを得ない。むしろ選挙が終わった今こそが中長期的な年金論議再開のタイミングである。イギリスの年金改革の流れを踏まえて、ファクトやエビデンスを共有しながら、脱政治化した年金論議を行っていく場が日本でも必要である。

図表 7 イギリスの年金改革からの日本への示唆

示唆	目的・成果
1 独立性の高い機関の設置	■ 独立性の高い機関が分析・提言を行うことによって、党派性を排除した。 ■ 政治問題化しやすい年金論議を「脱政治化（depoliticising）」した。
2 診断フェーズと処方フェーズを分離	■ 高齢期の所得保障に関する「診断」と「処方」をまとめて行ってしまうと、客観的な診断結果すら政治問題化しかねない。 ■ それを避けるために診断フェーズと処方フェーズを分離。診断フェーズではファクトやエビデンスのみを淡々と示して議論を喚起した。
3 時間をかけた丁寧な合意形成	■ 年金問題は複雑かつ改革が長期にわたるため、基本的な認識が十分に共有されないままに極端な議論が蔓延しやすい。 ■ 「熟議（deliberation）」の手法を活用しながら、多様なステークホルダーを巻き込んだ議論を行った。 ■ その結果、その後の改革の方向性に「ぶれ」が生まれにくくなった。
4 高齢期の所得保障に関する包括的な分析・提言	■ 公的年金改革の議論だけでなく、私的年金や就労までを含めた高齢期所得保障に関する包括的な分析・提言を行った。 ■ その結果、公共サービスの供給側（行政）の視点だけでなく、需要側（国民）の視点からの検討がなされた。

参考文献

- 内山融・小林庸平・田口壮輔・小池孝英 (2018) 「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆ーエビデンスの「需要」と「供給」に着目した分析ー」RIETI Policy Discussion Paper Series 18-J-018
- 厚生労働省 (2007) 「2005～2006 海外情勢報告」
- 厚生労働省 (2018) 「2018 年海外情勢報告」
- 小林庸平 (2017) 「英米が「思いつき」「ばらまき競争」の政策から脱却できたワケー「機能的で賢い政府」になるために」文春オンライン <http://bunshun.jp/articles/-/4580>
- 中川秀空 (2014) 「イギリスの年金改革」レファレンス
- Centre for Public Impact (2016) “The Pensions Commission: Reforming the UK ’s Pensions System ”
- Hills, John (2007) “Pensions, public opinion and policy” in: Hills, John and Le Grand, Julian and Piachaud, David, (eds.) Making social policy work. CASE studies on poverty, place and policy. The Policy Press, Bristol, UK, pp. 221-243.
- HMRC “Main Features of NICs 1999-2000 To 2017-18 ”
- Independent Review of the State Pension Age (2017) “Smoothing the Transition ”
- Institute for Government “Pensions Reform: The Pensions Commission (2002-6)”
- Pensions Commission (2004) “Pensions: Challenges and Choices – The First Report of the Pensions Commission ”
- Pensions Commission (2005) “A New Pension Settlement for the Twenty-First Century – The Second Report of the Pensions Commission ”
- Pensions Policy Institute (2019) “The Pensions Primer: A Guide to the UK Pensions System ”

－ ご利用に際して －

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡ください。